

5-9 リスクアセスメントの実施

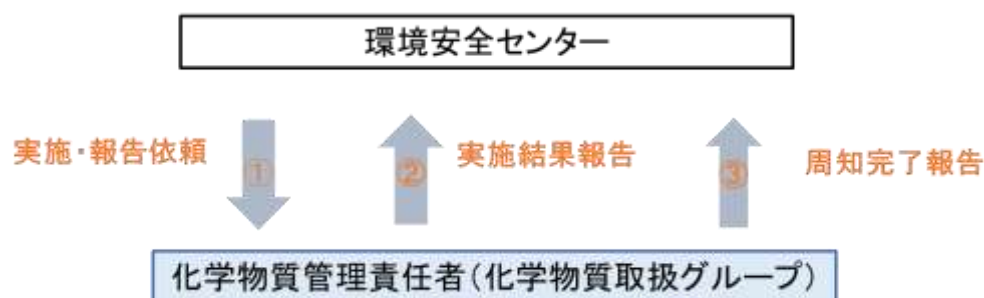
リスクアセスメントは、化学物質による災害を未然に防止するため、一定の有害性・危険性が把握された物質についてリスク評価を行い、その結果を使用者に周知することが、労働安全衛生法で義務付けられています。これは、要項第9条でも規定してあります。

リスクアセスメントを実施する時期は、以下のとおりです。

- ① 年度初め
- ② リスクアセスメント対象物質を初めて使用する時
- ③ 年度途中で使用予定の無かったリスクアセスメント対象物質を使いたい時

(1) リスクアセスメント実施の流れ

- ① 環境安全センターからリスクアセスメント実施・報告依頼があります。
- ② 化学物質管理責任者は、YAKUMO を使ってリスクアセスメント(以下、RA)を行います。
※YAKUMO 登録対象外の化学物質は、SDS を入手し、指定様式で RA を行ってください。
- ③ 化学物質取扱グループの化学物質取扱者に対して、RA 結果を周知します。



(2) リスクアセスメント実施手順

リスクアセスメントの実施方法は2つあります。YAKUMO に登録されている物は、YAKUMO を利用してリスクアセスメントを実施し、グループの化学物質取扱者に周知してください。

YAKUMO に登録されていない物は、指定様式(Excel)を用いて、リスクアセスメント実施、グループの化学物質取扱者への回覧署名をもって周知してください。

※詳細は YAKUMO 上部メニューバーの「マニュアル・資料」-「リスクアセスメント実施マニュアル」参照